

留学生の方へ
貸主の方へ
仲介業者の方へ

連帯保証の有効期間について

本学留学生が住宅の賃貸借契約を締結するために、国際交流センター長が連帯保証人となりその責任を負担するにあたり、皆様方には下記の事項についてあらかじめご理解いただくことをお願いいたします。

ご了解いただきましたら、下記2点を特約事項として記載のうえ契約書をご作成ください。

〈 特約事項 〉

- 1 連帯保証人は、借借人の身分が「留学」の在留資格を有する神戸市外国語大学在籍学生である期間に限り、借借人に連帯して、本契約に基づく一切の責任を負担する。
- 2 連帯保証人は、借借人の前項にかかる身分が消滅したときは、遅滞なく賃貸人にその事実を通知するものとし、当該通知が賃貸人に到達したときをもって、連帯保証人の保証責任は終了し、以後は連帯保証人の責任を負担しないものとする。

※ 留学生は、上記のことが承諾された後、「留学生住宅総合補償」の保険料を支払ってください。

担当： 神戸市外国語大学
国際交流センター
TEL： 078-794-8171
FAX： 078-794-8178